



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府 令〕

○ 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四八）

〔告 示〕

○ 安全器材等の型式認定番号を指定した件（国家公安委六二）

○ 交通の方法に関する教則の一部を改正する件（同六三）

○ 日本国に帰化を許可する件（法務四九二）

○ 指定登録機関が登録を行う事務所の所在地を変更する件（文化庁五九）

○ 保安林の指定をする件（農林水産一六三四～一六四一）

○ 肥料を登録した件（同一六四二）

○ 標準貨物自動車利用運送約款及び標準鉄道利用運送約款の一部を改正する告示（国土交通九六七）

○ 道路に関する件（北海道開発局二〇〇～二〇三）

〔人事異動〕

内閣 国土交通省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

法 務

公証人任免（法務省）

勞 働

最低賃金の改正決定に関する公示

（千葉労働局最低賃金公示二、島根同一）

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

（国土交通省）

〔公 告〕

諸 事 項

官庁

基本測量関係事項関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

府

令

○ 内閣府令第四十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号の二及び第十一号の三の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年十月三十日

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

（人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準）

第一条の三 法第二条第一項第十一号の二の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 人の力を補うために用いる原動機が次のいずれにも該当するものであること。

イ 「略」

ロ 二十四キロメートル毎時未満の速度で自転車を走行させることとなる場合

において、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率が、(1)又は(2)に掲げる速度の区分に応じそれぞれ

(1)又は(2)に定める数値以下であること。

(1) 十キロメートル毎時未満の速度

二 (二) 輪の自転車であつて牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを走行させることとなる

場合にあつては、(三)

(2) 十キロメートル毎時以上二十四キロメートル毎時未満の速度 走行速度をキロメートル毎時で表した数値

改 正 前

（人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準）

第一条の三 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

(1) 十キロメートル毎時未満の速度

二

(2) 十キロメートル毎時以上二十四キロメートル毎時未満の速度 走行速度をキロメートル毎時で表した数値

から十を減じて得た数値を七で除したものを二から減じた数値

から十を減じて得た数値を七で除したものを二から減じた数値(三輪の自転車であつて牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを走行させることとなる場合にあつては、走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を三分の十四で除したものを三から減じた数値)

〔ハ・二 略〕

二 〔略〕  
(原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準)

第一条の四 法第二条第一項第十一号の三の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

〔イ・ロ 略〕

ハ 高さ 百二十センチメートル(ハツトサポートを除いた部分の高さ)

二 〔略〕  
2 前項第一号の規定は、身体の状態により同号に定める車体の大きさの基準に該当する車椅子を用いることができない者が用いる車椅子で、その大きさの車椅子を用いることがやむを得ないことにつきその者の住所を管轄する警察署長の確認を受けたものについては、適用しない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

1 (施行期日)

この府令は、公布の日から施行する。

2 (国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の廃止)

国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令(平成二十六年内閣府令第三十八号)は、廃止する。

〔ハ・二 同上〕

二 〔同上〕  
(原動機を用いる身体障害者用の車いすの基準)

第一条の四 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 高さ 百九センチメートル

二 〔同上〕  
2 前項第一号の規定は、身体の状態により同号に定める車体の大きさの基準に該当する車いすを用いることができない者が用いる車いすで、その大きさの車いすを用いることがやむを得ないことにつきその者の住所を管轄する警察署長の確認を受けたものについては、適用しない。

告 示

○国家公安委員会告示第六十二号

道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第三十九条の六第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十九年十月十二日付けをもって次のとおり安全器材等の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則(平成四年国家公安委員会規則第十九号)第十条の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月三十日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

型式認定番号	安全器材等の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交 F17-1	星・夜間兼用停止表示板	ニューレイトン株式会社
	EM-361	東京都江戸川区南篠崎町4-14-11

○国家公安委員会告示第六十三号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十二条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則(昭和五十三年国家公安委員会告示第三号)の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十九年十月三十日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 歩行者の心得 歩行者は、この章に書かれている事柄を守りましよう。</p> <p>第1節 歩行者と同じ交通規則となる人</p> <p>次の人の交通規則は、歩行者と同じです。 1 身体障害者用の車椅子を通行させている人 原動機を用いる車椅子が身体障害者用の車椅子とされるための基準は、次のとおりです。T Sマークの付いた車椅子は、これらの基準を満たしています。</p> <p>(1) 原則として、長さは120センチメートル、幅は70センチメートル、高さは120センチメートルを除いた部分の高さが120センチメートルをそれぞれ超えないこと。</p> <p>(2) 原動機として、電動機を用いること。</p> <p>(3) 時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと。</p> <p>(4) 鋭い突出部のないこと。</p>	<p>第2章 歩行者の心得 〔同左〕</p> <p>第1節 歩行者と同じ交通規則となる人 〔同左〕</p> <p>1 身体障害者用の車いす、歩行補助車、ジョックینگ・カートや乳母車、三輪車などの小児用の車を通行させている人 原動機を用いる車いすが身体障害者用の車いすとされるための基準は、次のとおりです。T Sマークの付した車いすは、これらの基準を満たしています。</p> <p>(1) 原則として、長さは120センチメートル、幅は70センチメートル、高さは109センチメートルをそれぞれ超えないこと。</p> <p>(2) 原動機として、電動機を用いること。</p> <p>(3) 時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと。</p>